

台湾産スイカ種子の輸入検査を強化

(平成24年6月11日)

台湾産スイカ種子を使用した国内のスイカ育苗施設で、スイカ果実汚斑細菌病によく似た症状の苗が確認されたことから、台湾から輸入されるスイカ種子については、植物防疫所による遺伝子診断が実施されていた(平成24年5月30日に、当協会ホームページの「植物検疫情報」で既報。)

当該苗の育成に使用された台湾産スイカ種子の検定したところ、スイカ果実汚斑細菌病菌を保菌していることが確認されたとのことである。

このため、以下の対応を行ったとの連絡を農林水産省植物防疫課担当補佐からうけた。

- 1 台湾検疫当局に対し、今回の原因を究明するための調査の実施及びその結果を踏まえた再発防止策を早急に回答するよう要請。
- 2 台湾において十分な再発防止策が講じられると判断されるまでの間、輸入される台湾産スイカ種子については、輸入時に原則3万粒の種子について栽培検定を実施(結果が判明するまで数週間程度が必要。)